

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

投資信託のお申込みに際しては、本書面及び投資信託説明書（交付目論見書）をよくお読みになり、契約内容およびリスク・手数料等をご理解のうえ、お客さまご自身の判断と責任においてお取引ください。

[全ファンド共通事項]

・ 投資信託は銀行預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。また、SMBC信託銀行で取扱う投資信託は金融商品仲介口座を通じた取扱いの場合を除き、投資者保護基金の対象ではありません。 ・ 投資信託は、元本・利回りの保証はありません。	
ファンドの運用に伴う主なリスク	価格変動・市場リスク ファンドの基準価額は、組入れた株式・債券等の値動きの影響により、投資元本を下回ることがあります。
	信用リスク ファンドの基準価額は、組入れた株式・債券の発行者の経営・財務内容の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を下回ることがあります。
	為替変動リスク ファンドが表示通貨以外の通貨建ての資産に投資する場合、投資対象証券と表示通貨との為替の変動により損失を被ることがあります。また、外貨建ての投資信託の場合、基準価額も外貨建てで表示されるため、外貨建てで元本を上回っていても為替の変動により円換算ベースでは、投資元本を下回ることがあります。
	カントリーリスク 投資対象国・地域の政治、経済、社会情勢の変化により、市場が大きく動き、これにより投資元本を下回ることがあります。また、一般的に、投資対象先が新興諸国市場の場合には先進国市場への投資と比べ、より大きな価格の動きを伴います。
	これらのリスクおよび損益は、お客さまご自身のご負担となります。
為替手数料	外貨建ての投資信託を円資金から該当通貨に交換したうえでお申込みの場合、別途、為替手数料が片道1円／往復2円（上限）がかかります。
書面による契約解除（クーリング・オフ）	投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

[全ファンド共通事項]

販売会社の概要 (※)	商号等	株式会社SMBC信託銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第653号
	本店所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
	設立年月	1986年2月
	主な事業	銀行業務・信託業務・登録金融機関業務
登録金融機関業務の内容及び方法の概要	当行が行う登録金融機関業務は、金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関業務であり、当行において投資信託のお取引等を行う場合は、主に以下の方法により取り扱いいたします。 ・お取引にあたっては、預金口座に加え、投資信託口座等の開設が必要となります。 ・ご注文と同時にお客さまの預金口座より申込金額等を引落とします。 ・ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客さまにお渡しいたします。	
連絡先	当行支店 プレスティアホン インベストメント（平日 8：00～20：00 / 通話料無料） 0120-322-522 または、ホームページ https://www.smbctb.co.jp	
加入している金融商品取引業協会	日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会	
認定投資者保護団体の有無	無	
契約の概要	当行は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。	
契約の終了事由	ファンドが償還されたとき等	

※より詳細な当行の概要は、店頭に備えるディスクロージャー（開示資料）またはホームページ(<https://www.smbctb.co.jp>)をご覧ください。

[当社とお客さまとの利益が相反するおそれ]

- ・ 当行がお客さまへ本書面に記載の商品を販売した場合、交付目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬または管理報酬等を受領いたします。
これは、運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの業務の対価です。
※信託報酬または管理報酬等の料率については、交付目論見書をご確認ください。
- ・ 当行は、本書面に記載の商品の組成会社等との間で資本関係等の特別な関係はありません。
- ・ 当行の営業職員に対する業績評価上、本書面に記載の商品の販売が他の商品の販売より高く評価されるような場合はありません。

利益相反の内容とその対応方針については、当行ホームページ	
「利益相反管理方針の概要」をご参照ください。	https://www.smbctb.co.jp/interest_management_policy/

[当行の苦情処理措置及び紛争解決措置]

一般社団法人 全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用	
一般社団法人 全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室	電話番号 0570-017109または03-5252-3772 ホームページ https://www.zenginkyo.or.jp/adr/
証券・金融商品あっせん相談センター連絡先	電話番号 0120-64-5005 ホームページ https://www.finmac.or.jp

金融ADR制度（金融商品・サービスに関する紛争等に関し、訴訟に代えて、あっせん・調停・仲裁等当事者の合意に基づき、迅速・簡易・柔軟な紛争等の解決をめざす制度）のもとで、当行は、苦情処理措置および紛争解決措置として、上記の外部機関を利用いたします。投資信託についての商品・サービス等に関するご意見・苦情等につきましては、お客さまは当行連絡先にお申し出いただくか、必要に応じて上記の外部機関もご利用いただけます。

[国内籍投資信託]

SMBC 信託銀行における国内籍投資信託の購入時手数料について

購入時手数料は、購入代金（購入金額 + 購入時手数料）に応じて、購入金額に各ファンドの購入時手数料率を乗じた額とします。

計算例

国内籍投資信託の購入時手数料は、概ね次のように計算します。

(例) 購入時手数料率が 3.30% (税込)、基準価額が 1 万口あたり 10,000 円の投資信託を、100 万円の購入代金で購入される場合

① 1 万口あたりの 購入時手数料 (税込)	10,000 円 (基準価額)	× 3.30% = 330 円 (購入時手数料率)	
② 購入口数の計算	1,000,000 円 (購入金額)	÷ (10,000 円 + 330 円) { 基準価額 購入時手数料 10,000 口あたり }	× 10,000 = 968,054 口
③ 購入時手数料 (税込)	330 円 (1 万口あたりの購入時手数料)	× 968,054 口 ÷ 10,000 = 31,945 円 (購入口数)	

上記の場合、購入時手数料 31,945 円 (税込) を含めたお支払合計額は 100 万円となります。

なお、国内籍投資信託のお申込単位、手数料率逓減の段階の金額については購入代金（購入金額 + 購入時手数料）に準じます。

[外国籍投資信託]

SMBC 信託銀行における外国籍投資信託の購入時手数料について

購入時手数料は、購入金額に各ファンドの購入時手数料率を乗じた額とします。

計算例

外国籍投資信託の購入時手数料は、概ね次のように計算します。

(例) 購入時手数料率が 3.30% (税込)、基準価額が 1 万口あたり 10,000 円の投資信託を、100 万円の購入代金で購入される場合

$$\text{購入時手数料 (税込)} = 100 \text{ 万円} \times 3.30\% = 33,000 \text{ 円 (お支払合計額 1,033,000 円)}$$

なお、外国籍投資信託のお申込単位、手数料率逓減の段階の金額については購入金額（購入時手数料を除く）に準じます。

手数料・信託報酬・その他諸費用の合計額については、保有期間などに応じて異なり、事後に算出される場合や明確に区分できない場合がございますので、事前に確定することができません。なお、当書面に記載のない内容につきましては各ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）・請求目論見書にて、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

【お申込手数料について】（国内籍投資信託） お申込単位、手数料率逓減の段階の金額については購入代金（購入金額+購入時手数料）に準じます。

ファンド名	お申込単位	追加お申込単位	お申込手数料率	
アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社				
インデックスファンド225 インデックスファンドTSP インデックスファンドDAX(ドイツ株式) インデックスファンドNYダウ30 (アメリカ株式) インデックスファンドJリート (東証REIT指数) 毎月分配型	50万円以上1円単位	1万円以上1円単位	一律	1.10% (税込)
世界のサイフ	50万円以上1円単位	1万円以上1円単位	1億円未満 1億円以上	2.20% (税込) 1.65% (税込)
グローバル高配当株式ファンド (奇数月分配型) 世界の財産3分法ファンド (不動産・債券・株式) 毎月分配型 中国A株ファンド (愛称: 黄河)	50万円以上1円単位	1万円以上1円単位	1,000万円未満 1,000万円以上3,000万円未満 3,000万円以上1億円未満 1億円以上	3.30% (税込) 2.20% (税込) 1.65% (税込) 1.10% (税込)
ラサール・グローバルREITファンド (毎月分配型)	100万円以上1円単位	1万円以上1円単位	5,000万円未満 5,000万円以上1億円未満 1億円以上5億円未満 5億円以上10億円未満 10億円以上	2.75% (税込) 2.20% (税込) 1.10% (税込) 0.825% (税込) 0.55% (税込)

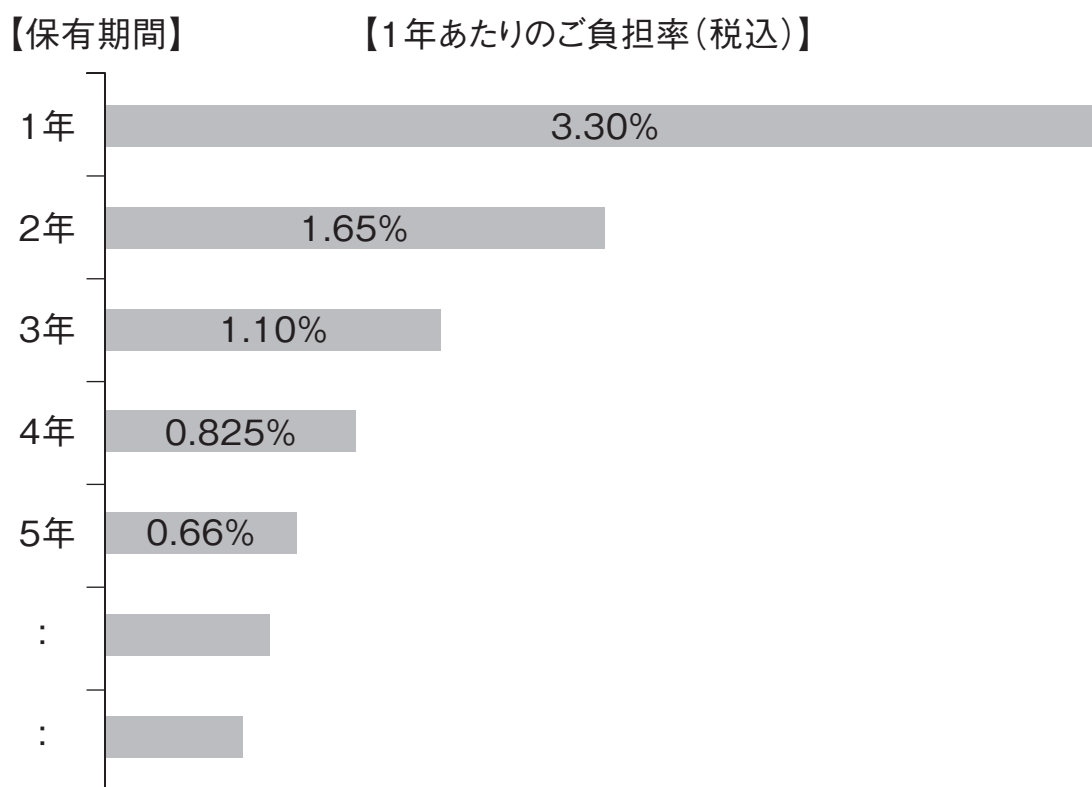
【お申込手数料について】（外国籍投資信託） お申込単位、手数料率逓減の段階の金額については購入金額（購入時手数料を除く）に準じます。

ファンド名	お申込単位	追加お申込単位	お申込手数料率	
アモーヴァAM・グローバルケイマンリミテッド				
ダブルライン・トータル・リターン・ファンド (年2回) クラス	3,000米ドル以上 1米セント単位	100米ドル以上 1米セント単位	100万米ドル未満	2.20% (税込)
			100万米ドル以上	1.65% (税込)
	50万円以上1円単位	1万円以上1円単位	1億円未満	2.20% (税込)
			1億円以上	1.65% (税込)

【投資信託】購入時手数料(お申込手数料) に関するご説明

■投資信託のお申込手数料はご購入にあたってご負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、お申込手数料が3.30% (税込) の場合



※投資信託によっては、購入時にお申込手数料を頂戴せず、換金時に保有期間に応じたお申込手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際にお取引される投資信託の手数料率や残存期間については契約締結前交付書面（交付目論見書および補完書面）でご確認ください。

投資信託のお申込みにあたっては、上記のお申込手数料のほか、信託・管理報酬やその他費用等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

実際の手数料率等の詳細は契約締結前交付書面（交付目論見書および補完書面）でご確認ください。

ダブルライン・トータル・リターン・ファンド

米ドル(毎月)クラス／米ドル(年2回)クラス／ 円(毎月)クラス／円(年2回)クラス

ケイマン諸島籍 オープン・エンド契約型 公募外国投資信託

(注)日興AMオフショア・ファンズは、2025年9月1日付で名称をアモーヴァ オフショア・ファンズに変更しました。以下同じです。

ファンドは支配的な銘柄に集中して投資する特化型運用を行います。



<管理会社> アモーヴァAM・グローバルケイマンリミテッド^(注1)

- ー2003年9月26日に、ケイマン諸島の会社法(改正済)に基づき設立。
- ーファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻しを行います。
- ー資本金480,000米ドル(約7,146万円) 管理投資信託財産額 約5,174億円(2025年9月末日現在)
- (注1)日興AMグローバル・ケイマン・リミテッドは、2025年9月1日付で商号をアモーヴァAM・グローバルケイマンリミテッドに変更しました。以下同じです。

(注2)米ドルの円貨換算は、2025年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=148.88円)によります。

<受託会社／管理事務代行会社> CIBCカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド^(注3)

- ーファンドの受託業務および管理事務代行業務を行います。
- (注3)ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドは、2024年8月13日付で商号をCIBCカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドに変更しました。以下同じです。

<投資顧問会社> アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社^(注4)

- ーファンドの投資顧問業務を行います。
- (注4)日興アセットマネジメント株式会社は、2025年9月1日付で商号をアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に変更しました。以下同じです。

<副投資顧問会社> ダブルライン・キャピタル・エルピー

- ーファンドの副投資顧問業務を行います。

<保管会社／副管理事務代行会社> ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー

- ーファンドの保管業務および副管理事務代行業務を行います。

<代行協会員> 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

- ー代行協会員業務を行います。

<販売会社>

- ー日本におけるファンド証券の販売業務・買戻しの取扱業務を行います。取扱いを行う受益証券のクラスは、販売会社によって異なる場合があります。

販売会社については下記の照会先にお問い合わせください。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(代行協会員)

ホームページ: <https://www.sc.mufg.jp/products/trust/index.html> 「外国投資信託運用報告書」

- ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。
- アモーヴァ オフショア・ファンズ(以下「トラスト」といいます。)のシリーズ・トラストであるダブルライン・トータル・リターン・ファンド(以下「ファンド」といいます。)に関するより詳細な情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)が必要な場合は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資家はその旨を記録しておくこととされております。
- また、EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容は<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>(ファンドコード: G12487)でもご覧いただけます。

- この交付目論見書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- この交付目論見書により行うファンドの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年8月29日に財務省関東財務局長に提出しており、2025年8月30日にその届出の効力が生じております。また、管理会社は、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を2025年11月28日に財務省関東財務局長に提出しております。
- ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられる有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これら運用および為替相場の変動による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的および投資方針

ファンドの投資目的は、配当収益および値上がり益により中長期のトータル・リターンを実現することです。ファンドはその純資産の50%超を住宅モーゲージ担保証券および商業モーゲージ担保証券、または米国国債に投資し、投資時点でムーディーズからAa3以上、S&PからAA-以上もしくはその他米国証券取引委員会公認の全国的に認知された統計格付機関(NRSRO)から同等の格付が付与された政府機関証券および非政府機関証券、または投資顧問会社もしくはその委託会社が同等の信用度を有すると判断する無格付証券ならびに米国国債等に積極的に配分します。

ファンドの特色

ファンドは、米国政府、その関係機関、系列機関もしくは国策企業による保証付きのものを含むモーゲージ担保証券および民間発行のモーゲージ担保証券に投資するものとします。

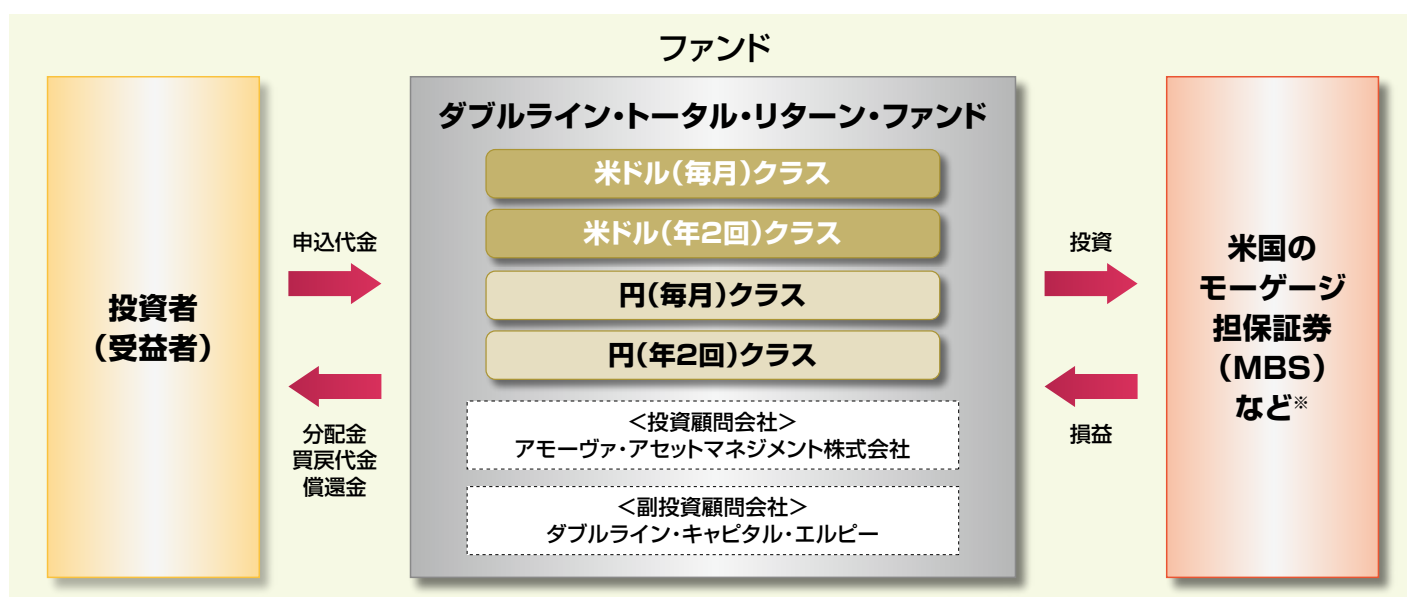
- モーゲージ担保証券には、米国政府モーゲージ・パススルー証券、モーゲージ担保債務証券、マルチクラス・パススルー証券、民間モーゲージ・パススルー証券、分離型モーゲージ担保証券(インタレスト・オンリー証券およびプリンシパル・オンリー証券)およびインバース・フローター債も含まれます。
- モーゲージ担保証券に投資されない資産は、米国政府の関係機関が発行する債券、米国政府系もしくは民間部門の企業が発行する債券、負債証券およびその他の固定利付証券、またはその他の資産担保債券、ローン担保債券ならびに米国政府およびその関係機関、系列機関および国策企業の債券等の短期投資に投資されることがあります。
- ファンドは、投資時点で無格付の債券またはS&PからBB+以下、ムーディーズからBa1以下もしくはその他NRSROから同等の格付が付与された債券を含むあらゆる信用度の債券に投資することがあります。投資不適格の格付が付与された債券および固定利付証券、または同等の信用度を有すると判断される無格付証券は、ハイイールド・ハイリスク債券に該当し(ジャンク債)、ファンドは、その純資産の3分の1を上限として、無格付のジャンク債、銀行ローンおよび譲渡証券、ならびにハイイールド企業のクレジット・デフォルト・スワップに投資することがあります。

※「モーゲージ担保証券」とは、不動産を担保とした融資を裏づけとして発行された証券化商品をいいます。

※上記「ジャンク債」には、その格付または信用度を問わず、いかなるモーゲージ担保証券またはその他の資産担保証券も含まれません。

※ファンドが投資するモーゲージ担保証券には、ファンドの純資産全体に対する組入比率が10%を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

ファンドの仕組み



※「米国のモーゲージ担保証券(MBS)など」とは、本ファンドが投資対象とするエージェンシー・モーゲージ担保証券(不動産の安定供給を目的に設立された機関(米政府機関である連邦政府抵当金庫(ジニーメイ)、米政府支援機関である連邦住宅抵当公庫(ファニーメイ)、連邦住宅金融抵当金庫(フレディマック))の発行または支払保証等が付されたローン担保証券)、非政府系・モーゲージ担保証券、その他のローン担保証券、資産担保証券、米国国債および現金等を含みます。

ファンドの目的・特色

運用体制

● 投資顧問会社

管理会社は、ファンドの資産の投資および再投資の運用に関して、投資顧問会社であるアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に業務を委託しています。

投資顧問会社は、以下の体制により投資顧問業務を行います。

- ①運用部門に所属する運用担当者が、ファンドの運用内容をモニタリングし、リスクおよびパフォーマンスの確認、ガイドラインの遵守状況の確認等を行います。
- ②ファンドの投資対象証券に関する投資判断および売買発注に関して、副投資顧問会社であるダブルライン・キャピタル・エルピーに業務を委託します。
- ③運用部門に所属する運用担当者は、ファンドの投資対象証券に関する売買発注が適正に行われていることをモニタリングします。

● 副投資顧問会社

副投資顧問会社は、以下の体制で運用を行っています。

<当社グループ組織図>

最高経営責任者／最高投資責任者

ダブルライン・ポートフォリオ・マネジメント・チーム

証券化資産

- 政府系MBS
- 非政府系MBS
- CMBS
- CLO
- ABS

グローバル・デベロップ・クレジット

海外債券

- 新興国市場
- グローバル先進国債券

マクロ資産配分

米国国債・地方債

株式

ダブルライン・オペレーショナル・ストラクチャー

インベスター・サービス

IT

グローバル・リレーションシップ・マネジメント

リスク・マネジメント

財務

法務

コンプライアンス

オペレーション

※上記体制は2025年9月末日現在のものであり、今後変更となることがあります。

ファンドの目的・特色

主な投資制限※

管理会社またはその受任者はいずれも、ファンドに関して、下記の行為を行いません。

- (a) 空売りの結果、ファンドを代理して空売りされたすべての証券の総額が、かかる空売りの直後にファンドの資産の評価額を超える場合に、証券の空売りを行うこと。
- (b) 借入の結果、ファンドを代理して行われた借入の残高の総額が、かかる借入の直後にファンドの純資産の評価額の10%を超える場合に、当該借入を行うこと。
- (c) 投資会社ではない単一の法人の株式に関して、株式の取得の結果、管理会社および／またはその受任者が運用するすべてのミューチュアル・ファンドが保有する当該法人の議決権付株式総数が、当該法人の議決権付発行済株式総数の50%を超えることになる場合に、当該株式を取得すること。
- (d) 証券取引所に上場されていない、または現金化が容易ではない投資対象の取得に関して、投資対象の取得の結果、ファンドが保有するかかるすべての投資対象の総額が、当該取得の直後に直近の入手可能な純資産価額の15%を超える場合に、かかる投資対象を取得すること。
- (e) 投資対象の取得または追加取得の結果として、ファンドの資産総額の50%超が金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)の第2条第1項に定義される「有価証券」の定義に該当しない資産から構成される結果となる場合、かかる投資対象の取得または追加取得を行うこと。
- (f) 単一の発行体のデリバティブ商品から生じる未実現利益の10%超を有すること。

金融商品取引法第2条第20項に定める取引(以下「デリバティブ取引」といいます。)については、ヘッジ目的に限定されます。日本証券業協会が昭和48年12月4日に採択した外国証券の取引に関する規則(改訂済)(以下「規則」といいます。)に基づき定められた外国投資信託受益証券の選別基準に従い、デリバティブ取引等(新株予約権証券、外国新株予約権証券、新投資口予約権証券、外国新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引を含みます。)の残高にかかる金融商品取引業者に対する自己資本比率規制における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式(VaR方式)の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量は、ファンドの純資産価額の80%以内とします。

ファンドは、規則に記載されているとおり、ファンドの勘定でデリバティブ取引等を行うことはできません。

※詳細につきましては、請求目論見書に記載されております。

分配方針

- 米ドル(毎月)クラスおよび円(毎月)クラス：
原則として毎月15日(当該日が営業日でない場合には、翌営業日)に、分配を行います。
米ドル(年2回)クラスおよび円(年2回)クラス：
原則として毎年3月および9月の15日(当該日が営業日でない場合には、翌営業日)に、分配を行います。
- 分配は、各クラスの分配日の前営業日(以下「分配基準日」といいます。)に宣言されます*。
- 分配金は、関連する各クラスの分配日(同日を含みます。なお、同日は分配落ち日に当たります。)から5営業日後に海外で支払われます。
- 投資者は、分配金の支払が行われるという表明または保証はなされていない点に留意する必要があります。

※当該日が営業日でない場合には、かかる分配は、前営業日に宣言されるものとします。

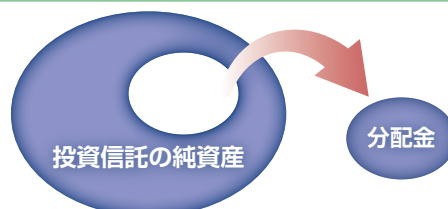
ファンドの目的・特色

追加的記載事項

収益分配金に関する留意事項

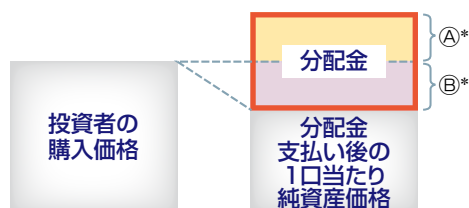
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

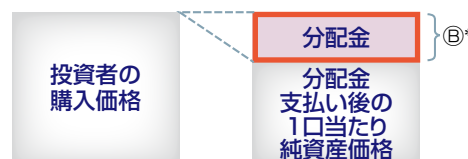


- 投資者のファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配金として分配課税の対象となります。ファンドで購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

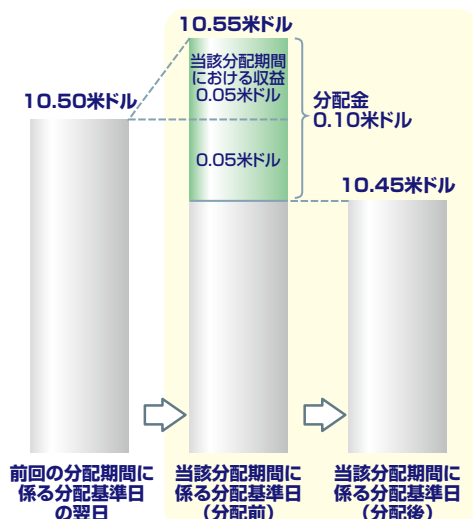


購入価格を上回る部分(分配金A)に加え、下回る部分(分配金B*)も分配金として課税対象となります。
注) 分配金に対する課税については、本書の「手続・手数料等」の「税金」をご参照ください。

- 分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当該分配期間に係る分配基準日(分配後)における1口当たり純資産価格は、前回の分配期間に係る分配基準日の翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配期間は、分配基準日の翌日から次の分配基準日までの期間をいいます。

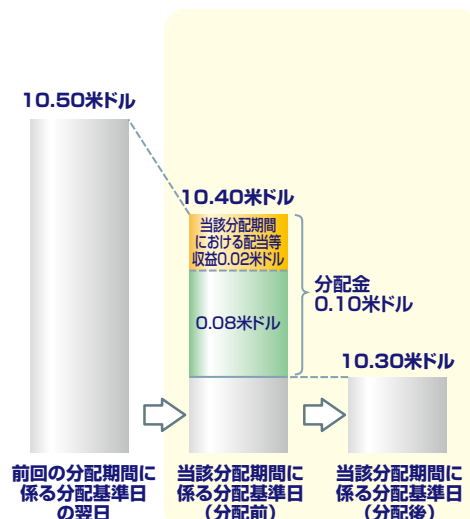
分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前回の分配期間に係る分配基準日の翌日から1口当たり純資産価格が上昇した場合



(注) 当該分配期間に生じた収益以外から0.05米ドルを取り崩す

前回の分配期間に係る分配基準日の翌日から1口当たり純資産価格が下落した場合



(注) 当該分配期間に生じた収益以外から0.08米ドルを取り崩す

※分配金は、ファンドの分配方針に基づき支払われます。分配方針については、本書の「ファンドの目的・特色」の「分配方針」をご参照ください。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資リスク

ファンドは、その受益証券1口当たり純資産価格が、組み入れられる有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けて下落または上昇することがある外国投資信託であり、元本保証のない金融商品です（投資信託は預貯金と異なります。）。また、円（毎月）クラスおよび円（年2回）クラス以外の外貨建てクラスの場合、表示通貨では投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。それゆえ、ファンドへの投資により、損失を被ることがあり、投資金のすべてを失うこともあります。ファンドへの投資にはリスクが伴い、ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。

リスク要因

ファンドへの投資には高いリスクがあります。ファンドの投資目的が達成されるという保証はありません。

主なリスクとしては、以下のものがありますが、これらに限定されるものではありません。

信用リスク

発行体またはカウンターパーティの財務状態の変化が有価証券その他の金融商品の信用の質または価値ならびに期限到来時に利息および元本を支払う能力に影響を与える可能性があります。経済、社会または政治の状況の変化全般が発行体またはカウンターパーティの債務不履行リスクを増大させる可能性があり、発行体またはカウンターパーティが期限到来時に利息および元本を支払う能力に影響を与える可能性があります。より低品質な債務証券（俗にジャンク債と呼ばれるもの）は、変動金利ローンを含めて、特に影響を被りやすい傾向にあります。

特定銘柄集中投資リスク

ファンドはその主たる投資戦略に従い、米国政府機関・政府支援機関が発行した住宅関連証券に集中的に投資を行います。それらの有価証券は限られた数の政府機関・政府支援機関により発行されているため、それらの機関の財務状況・規制動向等の変化により大きな影響を受けます。そのため、幅広い業種・銘柄に分散投資するファンドと比較して、1口当たり純資産価格の変動が大きくなる可能性があります。

繰上償還延期リスク

金利が上昇した場合、一定の債務証券（変動金利ローンおよびモーゲージ関連証券を含みます。）の元本の返済が予想よりも緩慢に行われ、その結果、これらの有価証券の予想満期が延長される可能性があります。一般に、繰上償還延期リスクにさらされる有価証券は、実勢金利が上昇した場合に損失を被る潜在的可能性がより大きくなり、有価証券の価値が急速に下落する可能性があります。

期限前返済リスク

債務証券（変動金利ローンおよびモーゲージ関連証券を含みます。）の発行体が、当該証券の満期よりも前に元本の全部または一部を返済した場合、金利の下降期においては、利回りのより高いファンドの有価証券が期限前に返済され、ファンドが手取金を同様に高い利回りの投資対象には再投資できなくなる可能性が高まります。したがって、期限前返済によりファンドの投資利回りが低下することがあります。

投資リスク

為替リスク

ファンドがその資産の一部または全部を別の通貨または円建てもしくは米ドル建て以外の表示通貨の金融商品(その価格は円もしくは米ドル以外の当該通貨を参照して決定されます。)に投資した場合、ファンドの資産の価額は、日本円の為替相場のみならず、ファンドが投資している様々な現地の市場および通貨における投資対象の価格の変動に伴って変動します。ファンドはまた、オプションおよび為替予約の活用により為替変動に対してヘッジを行うことがありますが、ヘッジ取引が効果的である保証はありません。米ドル(毎月)クラス受益証券および米ドル(年2回)クラス受益証券に投資する日本の投資家は、ファンドの資産の価値が、ファンドが投資している米ドル以外の通貨における投資対象についての価格変動のほかに自国通貨である日本円に対する米ドル為替相場によっても変動するという為替リスクにさらされています。

資産担保証券への投資リスク

資産担保証券の原債務における借り手が不履行に陥る可能性があり、また、金利下降期においては資産担保証券が繰上償還または期限前返済されることがあり、この結果ファンドが手取金をより低い金利で別の投資対象に再投資しなければならなくなる可能性があります。また、ファンドが投資する有価証券の原担保の価値の減損(例えばローンの不払いに起因するもの)により当該有価証券の価値が下落するリスクも有します。

モーゲージ担保証券のリスク

モーゲージ担保証券は住宅ローン債務の「プール」による利益を対象とするものであり、金利変動に対し他の債券とは異なる反応を示し、モーゲージ担保証券の価格は厳しい経済状態および市場環境を反映することがあります。金利のわずかな変動(増減ともに)が迅速かつ著しく特定のモーゲージ担保証券の価値を減少させることがあります。また、取引の相手方の債務不履行または破産によりファンドが損失を被る可能性があります。

詳細につきましては、請求目論見書をご参照ください。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクに対する管理体制

運用状況の評価・分析および運用リスク(流動性リスクを含む)の管理ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当しています。

上記部門はリスク管理／コンプライアンス関連の委員会へ報告／提案を行うとともに、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行い、適切な運用体制を維持できるように努めています。

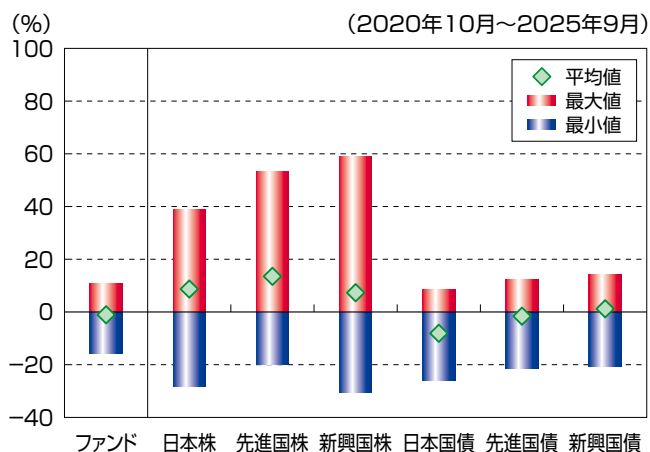
※上記体制は2025年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

投資リスク

(参考情報)

米ドル(毎月)クラス

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	-1.1%	8.7%	13.5%	7.3%	-8.1%	-1.6%	1.2%
最大値	10.8%	38.9%	53.1%	58.9%	8.4%	12.2%	14.3%
最小値	-15.8%	-28.4%	-20.1%	-30.7%	-26.1%	-21.3%	-20.6%

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年10月から2025年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株 … TOPIX(東証株価指数) 配当込み

先進国株 … MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

日本国債 … NOMURA-BPI国債

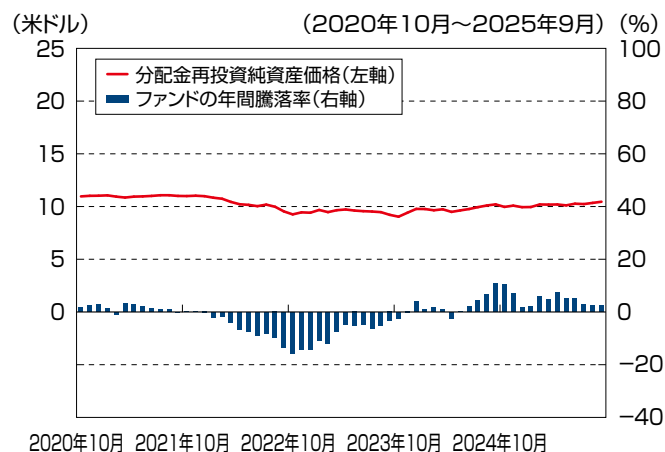
先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本)

新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド

※各指数は、米ドル換算しております。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移



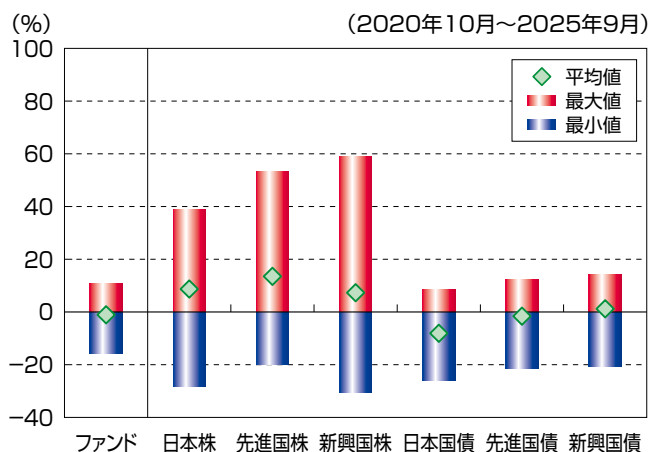
※純資産価格は管理報酬等控除後の1口当たりの値です。

※分配金再投資純資産価格は、2020年10月末の純資産価格を起点として指数化しています。

※ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

米ドル(年2回)クラス

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、) 年間最大騰落率および最小騰落率 (%)

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	-1.1%	8.7%	13.5%	7.3%	-8.1%	-1.6%	1.2%
最大値	10.8%	38.9%	53.1%	58.9%	8.4%	12.2%	14.3%
最小値	-15.9%	-28.4%	-20.1%	-30.7%	-26.1%	-21.3%	-20.6%

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年10月から2025年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株 … TOPIX(東証株価指数) 配当込み

先進国株 … MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

日本国債 … NOMURA-BPI国債

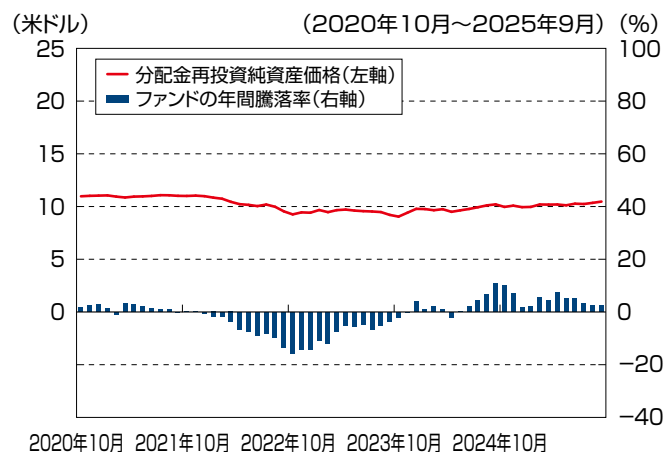
先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本)

新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド

※各指数は、米ドル換算しております。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移



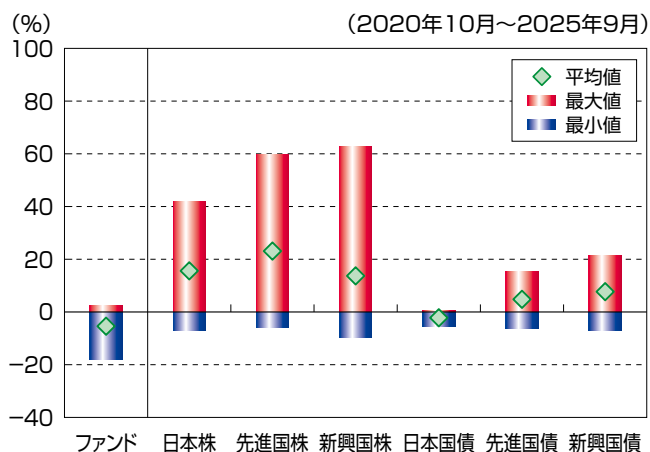
※純資産価格は管理報酬等控除後の1口当たりの値です。

※分配金再投資純資産価格は、2020年10月末の純資産価格を起点として指数化しています。

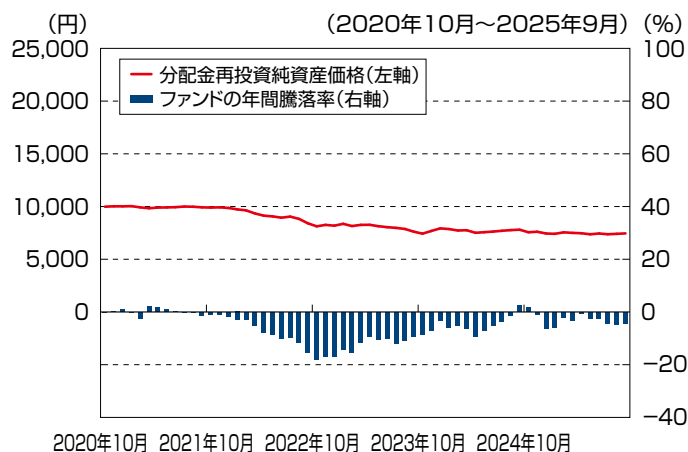
※ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

円(毎月)クラス

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移



(ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	-5.4%	15.6%	23.1%	13.7%	-2.2%	4.8%	7.7%
最大値	2.5%	42.1%	59.8%	62.7%	0.6%	15.3%	21.5%
最小値	-18.0%	-7.1%	-5.8%	-9.7%	-5.5%	-6.1%	-7.0%

※純資産価格は管理報酬等控除後の1口当たりの値です。
 ※分配金再投資純資産価格は、2020年10月末の純資産価格を起点として指数化しています。
 ※ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年10月から2025年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株 … TOPIX(東証株価指数) 配当込み

先進国株 … MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

日本国債 … NOMURA-BPI国債

先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本)

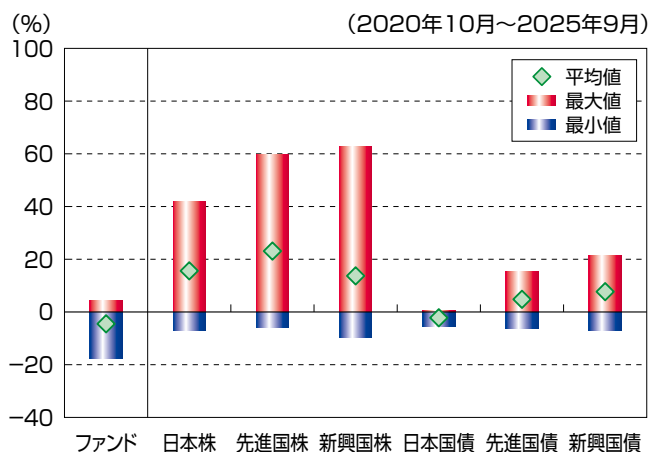
新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド

※各指数は、円換算しております。

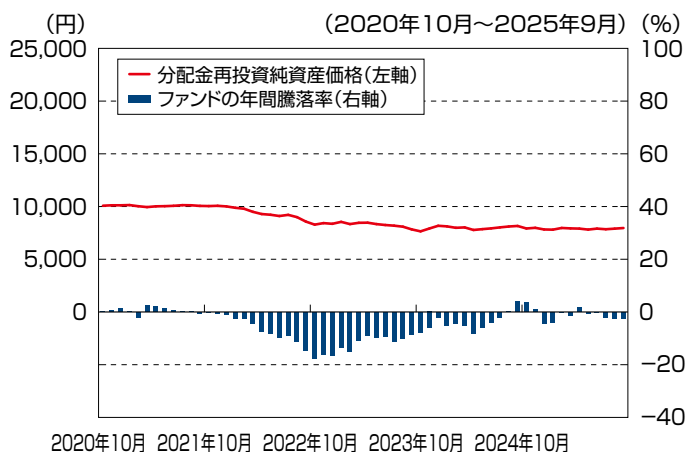
※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

円(年2回)クラス

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移



(ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	-4.5%	15.6%	23.1%	13.7%	-2.2%	4.8%	7.7%
最大値	4.2%	42.1%	59.8%	62.7%	0.6%	15.3%	21.5%
最小値	-17.5%	-7.1%	-5.8%	-9.7%	-5.5%	-6.1%	-7.0%

※純資産価格は管理報酬等控除後の1口当たりの値です。
 ※分配金再投資純資産価格は、2020年10月末の純資産価格を起点として指数化しています。
 ※ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年10月から2025年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株 … TOPIX(東証株価指数) 配当込み

先進国株 … MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

日本国債 … NOMURA-BPI国債

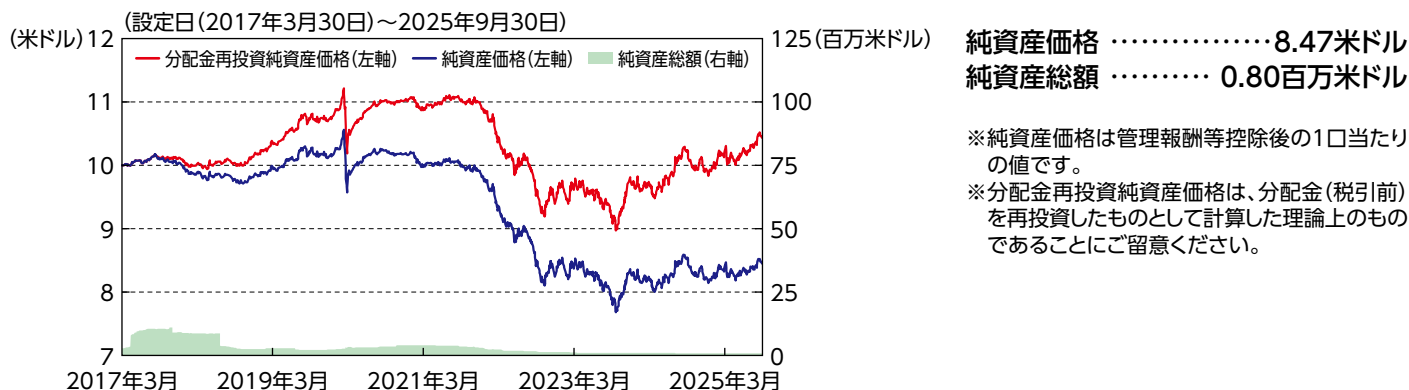
先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本)

新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド

※各指数は、円換算しております。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

純資産価格・純資産総額の推移



分配の推移(税引前、1口当たり)

2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	直近12ヵ月計	設定来合計
0.02米ドル	0.02米ドル	0.02米ドル	0.02米ドル	0.02米ドル	0.24米ドル	1.94米ドル

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

MBS(エージェンシー)	33.4%
(パススルー)	20.9%
(CMO)	5.9%
(その他)	6.6%
MBS(ノンエージェンシー)	24.8%
(サブプライム)	5.0%
(その他)	19.8%
CMBS	17.5%
その他証券化商品	9.9%
米国債	12.6%
現金その他	1.7%

<組入上位10銘柄> (組入銘柄数: 125銘柄)

	銘柄名	発行体(保証者)	資産	クーポン	償還日	比率
1	T 1 5/8 11/15/50	Treasury	米国債	1.625%	2050/11/15	6.8%
2	FN BS8438	Fannie Mae	CMBS	4.980%	2053/ 6 / 1	4.3%
3	T 4 1/4 08/15/54	Treasury	米国債	4.250%	2054/ 8 /15	3.6%
4	FN CB8986	Fannie Mae	パススルー	5.500%	2054/ 8 / 1	2.9%
5	FR RA7773	Freddie Mac	パススルー	4.000%	2052/ 8 / 1	2.7%
6	FR QZ0314	Freddie Mac	パススルー	5.000%	2055/ 8 / 1	2.5%
7	OBX 2023-NQM1 A1	—	CMO	6.120%	2062/11/25	2.5%
8	COLT 2023-2 A1	—	CMO	6.596%	2068/ 7 /25	2.4%
9	FR SD7564	Freddie Mac	パススルー	5.000%	2053/ 6 / 1	2.4%
10	FR SD8372	Freddie Mac	パススルー	5.500%	2053/11/ 1	2.3%

<格付別構成比>

AAA	75.2%
AA、A	9.6%
BBB	2.2%
BB以下	7.3%
無格付	4.0%

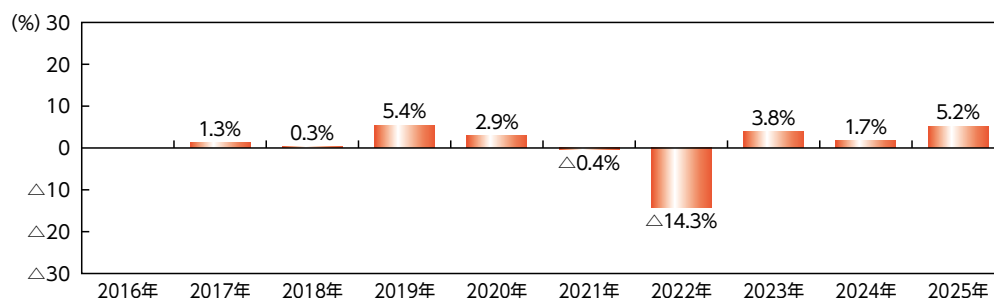
※比率は外国投資信託の純資産総額比です。

※格付別構成比は、データ基準日時点で外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、外国投資信託に係る信用格付ではありません。

※エージェンシーの格付を「AAA」に含めて表示しています。

※ダブルライン・キャピタル・エルピーより提供された情報です。有価証券届出書(訂正届出書を含みます。)
「第二部 第1 5 (2) ①投資有価証券の主要銘柄」(管理事務代行会社により提供された情報に基づきます。)
とは異なる場合があります。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

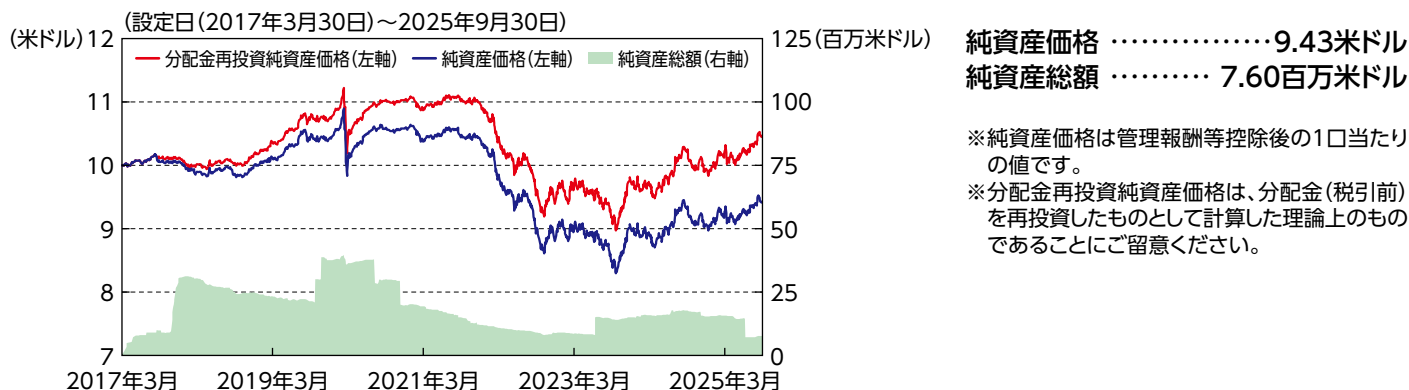
※ファンドにはベンチマークはありません。

※2017年は、設定時から2017年末までの騰落率です。

※2025年は、2025年9月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

純資産価格・純資産総額の推移



分配の推移(税引前、1口当たり)

2023年9月	2024年3月	2024年9月	2025年3月	2025年9月	設定来合計
0.06米ドル	0.06米ドル	0.06米ドル	0.06米ドル	0.06米ドル	1.02米ドル

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

MBS(エージェンシー)	33.4%
(パススルー)	20.9%
(CMO)	5.9%
(その他)	6.6%
MBS(ノンエージェンシー)	24.8%
(サブプライム)	5.0%
(その他)	19.8%
CMBS	17.5%
その他証券化商品	9.9%
米国債	12.6%
現金その他	1.7%

<組入上位10銘柄>(組入銘柄数:125銘柄)

	銘柄名	発行体(保証者)	資産	クーポン	償還日	比率
1	T 1 5/8 11/15/50	Treasury	米国債	1.625%	2050/11/15	6.8%
2	FN BS8438	Fannie Mae	CMBS	4.980%	2053/ 6 / 1	4.3%
3	T 4 1/4 08/15/54	Treasury	米国債	4.250%	2054/ 8 /15	3.6%
4	FN CB8986	Fannie Mae	パススルー	5.500%	2054/ 8 / 1	2.9%
5	FR RA7773	Freddie Mac	パススルー	4.000%	2052/ 8 / 1	2.7%
6	FR QZ0314	Freddie Mac	パススルー	5.000%	2055/ 8 / 1	2.5%
7	OBX 2023-NQM1 A1	—	CMO	6.120%	2062/11/25	2.5%
8	COLT 2023-2 A1	—	CMO	6.596%	2068/ 7 /25	2.4%
9	FR SD7564	Freddie Mac	パススルー	5.000%	2053/ 6 / 1	2.4%
10	FR SD8372	Freddie Mac	パススルー	5.500%	2053/11/ 1	2.3%

<格付別構成比>

AAA	75.2%
AA、A	9.6%
BBB	2.2%
BB以下	7.3%
無格付	4.0%

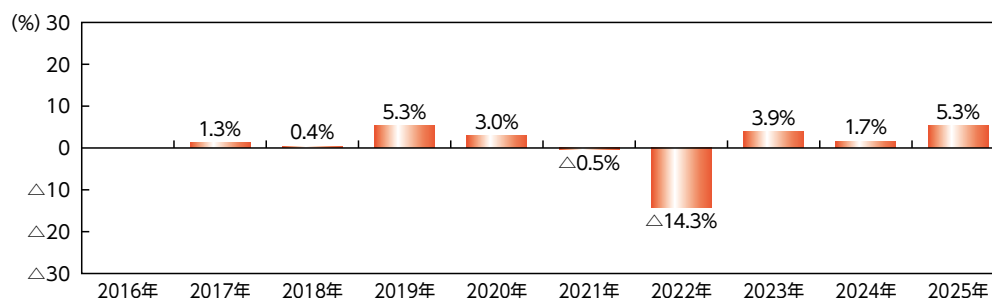
※比率は外国投資信託の純資産総額比です。

※格付別構成比は、データ基準日時点で外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、外国投資信託に係る信用格付ではありません。

※エージェンシーの格付を「AAA」に含めて表示しています。

※ダブルライン・キャピタル・エルピーより提供された情報です。有価証券届出書(訂正届出書を含みます。)
「第二部 第1 5 (2) ①投資有価証券の主要銘柄」(管理事務代行会社により提供された情報に基づきます。)
とは異なる場合があります。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

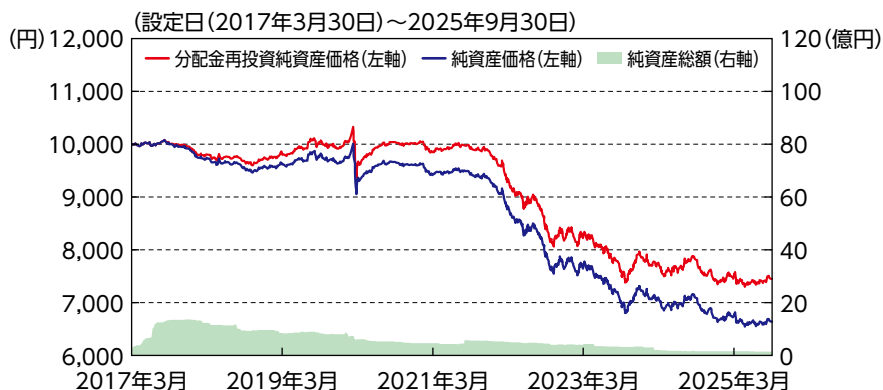
※ファンドにはベンチマークはありません。

※2017年は、設定時から2017年末までの騰落率です。

※2025年は、2025年9月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

純資産価格・純資産総額の推移



純資産価格 6,642円
純資産総額 1.52億円

※純資産価格は管理報酬等控除後の1口当たりの値です。

※分配金再投資純資産価格は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1口当たり)

2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	直近12ヵ月計	設定来合計
10円	10円	10円	10円	10円	120円	970円

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

MBS(エージェンシー)	33.4%
(パススルー)	20.9%
(CMO)	5.9%
(その他)	6.6%
MBS(ノンエージェンシー)	24.8%
(サブプライム)	5.0%
(その他)	19.8%
CMBS	17.5%
その他証券化商品	9.9%
米国債	12.6%
現金その他	1.7%

<組入上位10銘柄>(組入銘柄数:125銘柄)

	銘柄名	発行体(保証者)	資産	クーポン	償還日	比率
1	T 1 5/8 11/15/50	Treasury	米国債	1.625%	2050/11/15	6.8%
2	FN BS8438	Fannie Mae	CMBS	4.980%	2053/ 6 / 1	4.3%
3	T 4 1/4 08/15/54	Treasury	米国債	4.250%	2054/ 8 /15	3.6%
4	FN CB8986	Fannie Mae	パススルー	5.500%	2054/ 8 / 1	2.9%
5	FR RA7773	Freddie Mac	パススルー	4.000%	2052/ 8 / 1	2.7%
6	FR QZ0314	Freddie Mac	パススルー	5.000%	2055/ 8 / 1	2.5%
7	OBX 2023-NQM1 A1	—	CMO	6.120%	2062/11/25	2.5%
8	COLT 2023-2 A1	—	CMO	6.596%	2068/ 7 /25	2.4%
9	FR SD7564	Freddie Mac	パススルー	5.000%	2053/ 6 / 1	2.4%
10	FR SD8372	Freddie Mac	パススルー	5.500%	2053/11/ 1	2.3%

<格付別構成比>

AAA	75.2%
AA、A	9.6%
BBB	2.2%
BB以下	7.3%
無格付	4.0%

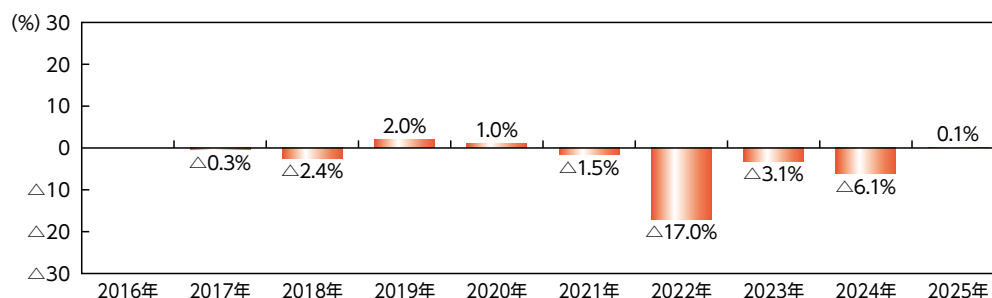
※比率は外国投資信託の純資産総額比です。

※格付別構成比は、データ基準日時点で外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、外国投資信託に係る信用格付ではありません。

※エージェンシーの格付を「AAA」に含めて表示しています。

※ダブルライン・キャピタル・エルピーより提供された情報です。有価証券届出書(訂正届出書を含みます。)
「第二部 第1 5 (2) ①投資有価証券の主要銘柄」(管理事務代行会社により提供された情報に基づきます。)
とは異なる場合があります。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

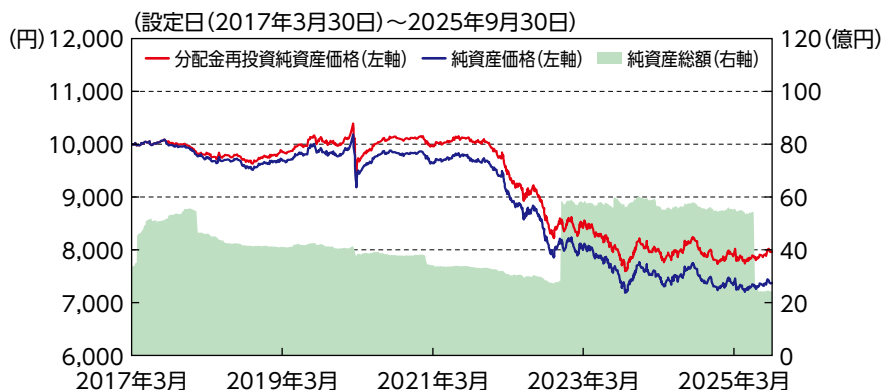
※ファンドにはベンチマークはありません。

※2017年は、設定時から2017年末までの騰落率です。

※2025年は、2025年9月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

純資産価格・純資産総額の推移



純資産価格 …………… 7,370円
純資産総額 …………… 24.30億円

※純資産価格は管理報酬等控除後の1口当たりの値です。

※分配金再投資純資産価格は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1口当たり)

2023年9月	2024年3月	2024年9月	2025年3月	2025年9月	設定来合計
40円	40円	40円	40円	40円	680円

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

MBS(エージェンシー)	33.4%
(パススルー)	20.9%
(CMO)	5.9%
(その他)	6.6%
MBS(ノンエージェンシー)	24.8%
(サブプライム)	5.0%
(その他)	19.8%
CMBS	17.5%
その他証券化商品	9.9%
米国債	12.6%
現金その他	1.7%

<組入上位10銘柄>(組入銘柄数:125銘柄)

	銘柄名	発行体(保証者)	資産	クーポン	償還日	比率
1	T 1 5/8 11/15/50	Treasury	米国債	1.625%	2050/11/15	6.8%
2	FN BS8438	Fannie Mae	CMBS	4.980%	2053/ 6 / 1	4.3%
3	T 4 1/4 08/15/54	Treasury	米国債	4.250%	2054/ 8 /15	3.6%
4	FN CB8986	Fannie Mae	パススルー	5.500%	2054/ 8 / 1	2.9%
5	FR RA7773	Freddie Mac	パススルー	4.000%	2052/ 8 / 1	2.7%
6	FR QZ0314	Freddie Mac	パススルー	5.000%	2055/ 8 / 1	2.5%
7	OBX 2023-NQM1 A1	—	CMO	6.120%	2062/11/25	2.5%
8	COLT 2023-2 A1	—	CMO	6.596%	2068/ 7 /25	2.4%
9	FR SD7564	Freddie Mac	パススルー	5.000%	2053/ 6 / 1	2.4%
10	FR SD8372	Freddie Mac	パススルー	5.500%	2053/11/ 1	2.3%

<格付別構成比>

AAA	75.2%
AA、A	9.6%
BBB	2.2%
BB以下	7.3%
無格付	4.0%

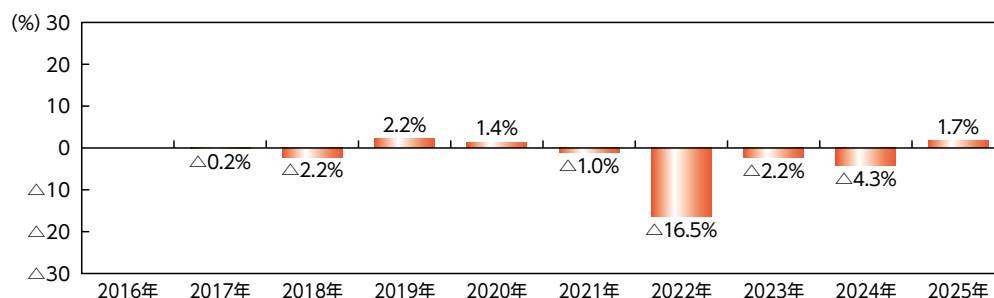
※比率は外国投資信託の純資産総額比です。

※格付別構成比は、データ基準日時点で外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、外国投資信託に係る信用格付ではありません。

※エージェンシーの格付を「AAA」に含めて表示しています。

※ダブルライン・キャピタル・エルピーより提供された情報です。有価証券届出書(訂正届出書を含みます。)
「第二部 第1 5 (2) ①投資有価証券の主要銘柄」(管理事務代行会社により提供された情報に基づきます。)
とは異なる場合があります。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※2017年は、設定時から2017年末までの騰落率です。

※2025年は、2025年9月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

お申込みメモ

購入(申込み)期間	2025年8月30日から2026年8月31日 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 ※ファンドは米国の市民、居住者または法人等およびケイマン諸島の居住者または法人等に該当しない方に限り、申込みを行うことができます。 ※なお、申込みの取扱いとは申込み期間中の営業日(日本およびニューヨークの銀行および証券取引所が営業を行う日(土曜日、日曜日もしくは12月24日を除きます。))またはファンドに関して管理会社が受託会社との協議の上で随時に決定することのできるその他の日をいいます。)に行われます。
購入(申込み)単位	米ドル(毎月)クラス : 10口以上0.001口単位または100米ドル以上0.01米ドル単位 米ドル(年2回)クラス : 10口以上0.001口単位または100米ドル以上0.01米ドル単位 円(毎月)クラス : 1口以上0.001口単位または10,000円以上1円単位 円(年2回)クラス : 1口以上0.001口単位または10,000円以上1円単位
購入(申込み)価格	取引日における各受益証券1口当たり純資産価格 「取引日」とは、各評価日またはファンドに関して管理会社が随時定める日をいいます。 「評価日」とは、各営業日またはファンドに関して管理会社が随時定める日をいいます。
購入(申込み)代金	原則として購入注文の成立を販売会社が確認した日(通常、申込日の日本における翌営業日)から起算して日本における4営業日目までに、申込金額および申込手数料をお支払いください。 申込金額は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款に従い、円貨またはファンドの参照通貨でお支払いください。円貨で支払われた場合におけるファンドの参照通貨への換算は、東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとします。 日本における販売会社においては、口座毎に申込金額を受益証券1口当たり純資産価格で除して算出した口数を合計することで申込口数の合計を算出します(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合は除きます。)。一方、管理会社においては、日本における販売会社からの申込金額合計額を受益証券1口当たり純資産価格で除し、申込口数の合計を算出します。
換金(買戻し)単位	米ドル(毎月)クラス : 0.001口以上0.001口単位または0.01米ドル以上0.01米ドル単位 米ドル(年2回)クラス : 0.001口以上0.001口単位または0.01米ドル以上0.01米ドル単位 円(毎月)クラス : 0.001口以上0.001口単位または1円以上1円単位 円(年2回)クラス : 0.001口以上0.001口単位または1円以上1円単位
換金(買戻し)価格	買戻日における受益証券1口当たり純資産価格 「買戻日」とは、各評価日またはファンドに関して管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
換金(買戻し)代金	原則として、買戻注文の成立を販売会社が確認した日(通常、買戻請求日の日本における翌営業日)から起算して日本における4営業日目から、買戻代金をお支払いします。なお、買戻代金の支払日は、販売会社によって異なる場合があります。
申込締切時間	日本における申込受付時間は、原則として午後3時(東京時間)までとします。
換金(買戻し)制限	クローズド期間はありません。 受益者の権利を保護するため、管理会社は、受託会社と協議の上、買戻日に買い戻すことができるファンドの受益証券の口数を、管理会社が決定する口数および方法に限定することができます。
購入(申込み)・換金(買戻し)申込受付の中止および取消し	受託会社は、管理会社と協議の上、以下の全部または一部の期間において、ファンドの純資産価額の決定ならびに／もしくはファンドの受益証券の発行および／もしくは買戻しを停止することができ、ならびに／または買戻しのためにファンドの受益証券を提出した者に対し、買戻代金の支払時期を延期することができます。 (a)ファンドの投資対象の重要な部分が上場、値付け、取引もしくは取り扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が、(通常の週末もしくは休日による閉鎖以外で)閉鎖されている期間、またはそれらの取引所もしくは市場における取引が制限もしくは停止されている期間 (b)管理会社によるファンドの投資対象の処分が現実的でない、またはその処分がファンドの受益者に著しく不利益となるであろうと受託会社もしくは管理会社が判断する状況が存在する場合 (c)ファンドの投資対象の価値もしくはファンドの純資産価額を確定するために通常利用される手段が使用不能となり、またはその他の理由によりファンドの投資対象もしくはその他の資産の価値もしくはファンドの純資産価額を合理的もしくは公正に確定することができないと受託会社または管理会社が判断する場合 (d)ファンドの投資対象の償還もしくは換金またはかかる償還もしくは換金に伴う資金の移転を、適正価格または適正な為替レートで行うことができないと管理会社が判断する期間 (e)管理会社がその絶対的な裁量により、停止が賢明であるとみなす期間 (f)目論見書に記載される、ファンドに関連する特定のその他の状況が発生した場合

※具体的な購入(申込み)単位および換金(買戻し)単位については、販売会社にお問い合わせください。取扱いを行う受益証券のクラスは、販売会社によって異なる場合があります。

手続・手数料等

信託期間	アモーヴァ オフショア・ファンズのマスター信託証書の締結日(2012年10月15日)から150年間
繰上償還	ファンドは、以下の事項のいずれかが最初に発生した場合、終了するものとします。 (a)ファンドを継続すること、またはマスター信託証書第35条に規定されたとおりトラストを他の法域に移転することのいずれかが、違法となるか、または受託会社もしくは管理会社が、現実的でない、得策でないもしくはファンドの受益者の利益に反すると判断する場合 (b)ファンドの受益者が、ファンド決議によりファンドの終了を決定した場合 (c)マスター信託証書の締結日から150年間が経過した場合 (d)受託会社がマスター信託証書第33条に基づき退任する意図を書面により通知した場合または受託会社に関し強制清算もしくは任意清算が開始された場合で、管理会社が、マスター信託証書第33条に規定されたとおり、かかる通知が出された後もしくは清算が開始された後90暦日以内に、受託会社の代わりとして受託者の職務を引き受けることができる他の法人を任命することができないまたは任命を実現できない場合 (e)管理会社がマスター信託証書第34条に基づき退任する意図を書面により通知した場合または管理会社に関し強制清算もしくは任意清算が開始された場合で、受託会社が、マスター信託証書第34条に規定されたとおり、かかる通知が出された後もしくは清算が開始された後90暦日以内に、管理会社の代わりとして管理者の職務を引き受けることができる他の法人を任命することができないまたは任命を実現できない場合 (f)目論見書に明示された当該期間が到来し、または当該状況が生じた場合
決算日	毎年2月最終暦日
分配	米ドル(毎月)クラスおよび円(毎月)クラス： 原則として毎月15日(当該日が営業日でない場合には、翌営業日)に、分配を行います。 米ドル(年2回)クラスおよび円(年2回)クラス： 原則として毎年3月および9月の15日(当該日が営業日でない場合には、翌営業日)に、分配を行います。 ・分配は、各クラスの分配日の前営業日に宣言されます*。 ・分配金は、関連する各クラスの分配日(同日を含みます。なお、同日は分配落ち日に当たります。)から5営業日後に海外で支払われます。 ・投資家は、分配金の支払が行われるという表明または保証はなされていない点に留意する必要があります。 *当該日が営業日でない場合には、かかる分配は、前営業日に宣言されるものとします。
信託金の限度額	米ドル(毎月)クラス : 上限10億米ドル 米ドル(年2回)クラス : 上限10億米ドル 円(毎月)クラス : 上限1,000億円 円(年2回)クラス : 上限1,000億円
運用報告書	ファンドの計算期間の終了(毎年2月最終暦日)およびファンドの運用の終了後に、交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。また、運用報告書(全体版)は代行協会員のホームページにおいて提供されます。
課税関係	日本の税法上、公募外国株式投資信託として取扱われます。
その他	受益証券の申込みを行う投資家は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款を投資家に交付し、投資家は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。 <外貨建投資信託の場合の適用為替レートについて> 外貨建投資信託の場合は、売買、償還等にあたり、円貨と外貨または異なる外貨間での交換をする際には、外国為替市場の動向に応じて販売会社が決定した為替レートによるものとします。

手続・手数料等

ファンドの費用

投資家が直接的に負担する費用

購入時手数料	<u>申込金額に対し3.3%(税抜3%)以内</u> ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供、ならびに購入に関する事務コストなどの対価です。
換金(買戻し)手数料	ありません。

投資家が信託財産で間接的に負担する費用

管理報酬等

日々の純資産価額に対し、年率1.285～1.385%を乗じた額(ただし、年間最低報酬が適用される場合があります。)

および保管報酬等

※保管報酬等は、運用財産の保管業務などの対価です。

内訳	役務の内容	年率
管理会社報酬	運用財産の管理および運用などの対価	0.03%
投資顧問報酬	運用およびそれらに付随する投資顧問業務などの対価	4億米ドル以下の純資産価額に対する年率0.25%および4億米ドル超の純資産価額に対する年率0.22%
副投資顧問報酬	運用およびそれらに付随する副投資顧問業務などの対価	4億米ドル以下の純資産価額に対する年率0.40%および4億米ドル超の純資産価額に対する年率0.35%
副管理事務代行報酬／名義書換事務代行報酬	受益証券の純資産価額の算出業務などの対価	0.05～0.07% (ただし、年間最低報酬60,000米ドル)
代行協会員報酬	目論見書や運用報告書等の販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表業務等の対価	0.02%
販売報酬	運用報告書等各種書類の送付、販売会社における受益者の取引口座内でのファンドの管理および事務手続、購入後の情報提供等の業務の対価	0.60%
受託・管理事務代行報酬	ファンドの受託業務、運営業務などの対価	0.015% (ただし、年間最低報酬15,000米ドル)

※副管理事務代行報酬等については、ファンドの純資産価額に応じて下記の年率とします。

ファンドの純資産価額	副管理事務代行報酬／名義書換事務代行報酬
2.5億米ドル以下の部分	0.07%
2.5億米ドル超5億米ドル以下の部分	0.06%
5億米ドル超の部分	0.05%

※副管理事務代行会社は、ファンドの資産から、ヘッジを含む為替サービスに係る報酬として当該クラスの純資産価額に対する年率0.05% (ただし、年間最低報酬を50,000米ドルとします。)を受領する権利を有します。

その他の費用・手数料

・取引手数料 ・目論見書の作成、印刷費用 ・弁護士費用 ・監査費用 ・税金

・ファンドの設立費用等

上記のその他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。

上記手数料等は、一部の費用等が実費となる場合があり、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、これらを合計した料率もしくは上限額等を表示することができません。

※弁護士費用は、ファンドの募集、継続開示等に関する届出代理人に係る費用です。

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および住民税	配当所得として課税 分配金に対して20.315%
買戻請求による 譲渡時および償還時	所得税および住民税	譲渡所得として課税 譲渡益に対して20.315% ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、譲渡損益と同じ扱いとなります。

税法上、外貨建て投資信託の分配金や譲渡損益に係る所得税の計算は、分配金や売却代金等を外貨で受け取るか否かにかかわらず、円換算をして行う必要があります。

譲渡損益は取得時の為替相場で円換算した取得価額等と、譲渡（償還）時の為替相場で円換算した譲渡（償還）価額との差額により計算し、分配金は分配時の為替相場で円換算します。なお、円換算為替のレートについては販売会社によって異なります。

上記は2025年11月28日現在のものです。なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。

法人の場合は上記とは異なります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

2025 年 11 月